

香取広域市町村圏事務組合懲戒処分の基準に関する規程

令和6年9月9日

訓令第9号

香取広域市町村圏事務組合懲戒処分の基準に関する規程（平成19年香取広域市町村圏事務組合訓令第12号）の全部を改正する。

職員の懲戒処分の基準に関する事項については、香取市懲戒処分の基準に関する規程（平成19年香取市訓令第9号）の規定の例による。

附 則

この訓令は、公示の日から施行し、改正後の香取広域市町村圏事務組合懲戒処分の基準に関する規程の規定は、施行日以後に職員が行った非違行為について適用する。